

感染症罹患による出席停止扱いについて

医師から診断を受けましたら、速やかに学校へ連絡のうえ、医師の指示する期間は、登校せず療養してください。
 なお、医師により登校の許可が出ましたら、『出席停止・忌引等届』を登校する際に学校へ提出してください。
 ご不明点等ありましたら、学校までお問合せください。

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※市販の検査キットの判定だけでは出席停止にはなりません。必ず医師の診断を受けてください。
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、	医師の許可があるまで
	その他の感染症	感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症等、何らかの感染症に罹患した際にはすべてが出席停止の対象となるわけではない。(学校において感染の蔓延が疑われる場合に校長が学校医の意見を聞き、第3の感染症として判断する)